４．特別区税

（１）特別区税のしくみ

	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	納　期　限
特別区民税	区内に住所を有する個人 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者	前年の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額および先物取引に係る雑所得等の金額から所得控除の額を差し引いた、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額および先物取引に係る課税雑所得等の金額		当該年 １月１日	・普通徴収 第１期　6月末日 第２期　8月末日 第３期　10月末日 第４期　1月末日 ・給与からの特別徴収 7月から翌年6月までの 毎月10日 ・公的年金等からの特別徴収 4月から翌年3月までの 毎奇数月10日
軽自動車税	（種別割） 原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車（側車付のものを含む）について、区内に主たる定置場を有する所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（側車付のものを含む）	課税客体の台数	当該年 ４月１日	5月末日
	（環境性能割） 三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く）を取得した者（個人・法人を問わない）	三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く）	三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額 （免税点５０万円）	取得時	新規検査・移転等届出の際
特別区たばこ税	区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に、製造たばこを売り渡した製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者	区内で売り渡した製造たばこ	区内で売り渡した製造たばこの本数		毎月末日

税　　率　　等

・均等割額

特　別　区　民　税	都　民　税
3,000円	1,000円

平成26年度～令和5年度は、特別区民税均等割額3,500円、都民税均等割額1,500円

・所得割額

特　別　区　民　税	都　民　税
６％	４％

課税標準額×税率＝所得割税額

・種別割

種　　別				税　率		
原動機付自転車	総排気量50cc以下のもの			2,000円		
	総排気量50ccを超え90cc以下のもの			2,000円		
	総排気量90ccを超え125cc以下のもの			2,400円		
	総排気量20ccを超えるもの（ミニカー）			3,700円		
軽自動車	二　輪　の　も　の			3,600円		
				平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けたもの	平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	新車登録から13年以上経過した軽自動車(電気自動車等を除く。)
	三　輪　の　も　の（※）			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上のもの（※）	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	専ら雪上を走行するもの			3,600円		
小型特殊自動車	農耕作業用自動車			2,400円		
	その他のもの			5,900円		
二　輪　の　小　型　自　動　車				6,000円		

※軽自動車の三輪のものおよび四輪以上のものについては、環境性能に応じて、上の表と異なる税率が適用される。

・環境性能割
　種別及び環境性能に応じ、非課税・１％～３％（ただし、当分の間０．５％～２％）

千本あたりの税率

	平成29年4月～平成30年3月	平成30年4月～平成30年9月	平成30年10月～令和元年9月	令和元年10月～令和2年9月	令和2年10月～～令和3年9月	令和3年10月～
旧３級品以外	5,262円		5,692円		6,122円	6,552円
旧３級品	3,355円	4,000円		5,692円		

【手持品課税】
　たばこ税率の引上げ日の午前零時現在において、販売するための製造たばこを一定本数以上所持する販売業者等に対して、その所持するたばこの新旧税率の差額分を課税した。
※２０，０００本（旧３級品は５，０００本）以上所持している場合に課税

（２）所得控除等の推移

<table>
<tr><th colspan="3">項　　目</th><th colspan="2">令　和　元　～　２　年　度</th></tr>
<tr><td rowspan="26">所得控除</td><td colspan="2">雑損控除</td><td colspan="2">所得の10%を超える額。10%の額は5万円まで。</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療費控除</td><td colspan="2">①所得の5%を超える額。5%の額は10万円まで。最高200万円
②スイッチOTC医薬品の実質負担額より12,000円を超える額。最高88,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会保険料控除</td><td colspan="2">支払った額</td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模企業共済等掛金控除</td><td colspan="2">支払った額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">生命保険料控除</td><td>一　般</td><td rowspan="3">控除限度額
70,000円</td><td>新契約28,000円まで
旧契約35,000円まで</td></tr>
<tr><td>介護医療</td><td>新契約28,000円まで</td></tr>
<tr><td>個人年金</td><td>新契約28,000円まで
旧契約35,000円まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地震保険料控除</td><td>地震保険</td><td rowspan="2">控除限度額
25,000円</td><td>25,000円まで</td></tr>
<tr><td>旧長期損保</td><td>10,000円まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害者控除</td><td>特別障害者</td><td colspan="2">300,000円</td></tr>
<tr><td>同居特別障害者</td><td colspan="2">530,000円</td></tr>
<tr><td>その他障害者</td><td colspan="2">260,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">寡婦（夫）控除</td><td>一般寡婦・寡夫</td><td colspan="2">260,000円</td></tr>
<tr><td>特別寡婦</td><td colspan="2">300,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親控除</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">勤労学生控除</td><td colspan="2">260,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配偶者控除</td><td>一　般</td><td>納税者の
合計所得金額</td><td>900万以下　330,000円
950万以下　220,000円
1,000万以下　110,000円</td></tr>
<tr><td>老　人</td><td>納税者の
合計所得金額</td><td>900万以下　380,000円
950万以下　260,000円
1,000万以下　130,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">配偶者特別控除</td><td>納税者の
合計所得金額</td><td>900万以下　330,000～30,000円
950万以下　220,000～20,000円
1,000万以下　110,000～10,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">扶養控除</td><td>一　般</td><td colspan="2">（16歳以上で、特定・老人・同居老親等以外）　330,000円</td></tr>
<tr><td>特　定</td><td colspan="2">（19歳以上23歳未満）　450,000円</td></tr>
<tr><td>老　人</td><td colspan="2">（70歳以上で、同居老親等以外）　380,000円</td></tr>
<tr><td>同居老親等</td><td colspan="2">（70歳以上の同居の直系尊属）　450,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎控除</td><td colspan="2">330,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別区民税 所得割額税率</td><td colspan="2">６％</td></tr>
</table>

＊　平成25年度以降の生命保険料控除
「新契約」…… 平成24年1月1日以後に締結した契約
「旧契約」…… 平成23年12月31日以前に締結した契約

令　和　3　年　度	令　和　4　～　6　年　度
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
寡婦控除　260,000円	同　　左
－	－
300,000円	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
納税者の合計所得金額 2,400万以下　430,000円 2,450万以下　290,000円 2,500万以下　150,000円 2,500万超　0円	同　　左
同　　左	同　　左

（参考）　平成18年度の特別区民税所得割額税率
課税標準額200万円まで　3%
700万円まで　8%
700万円超　10%

（３）年度別特別区税予算･決算状況

区分 / 税目	令和２年度 予算額	調定額	前年比	収入額	前年比	収入歩合	対予算額増減
特別区税	35,833,165	37,308,520	103.3	36,085,362	103.9	96.7	252,197
特別区民税	33,841,409	35,277,871	103.5	34,062,857	104.1	96.6	221,448
現年課税分	33,348,899	34,020,033	103.4	33,549,377	103.8	98.6	200,478
現年度分	33,255,002	33,882,173	103.5	33,433,175	103.9	98.7	178,173
過年度分	93,897	137,860	71.9	116,202	76.3	84.3	22,305
滞納繰越分	492,510	1,257,838	106.2	513,480	133.2	40.8	20,970
軽自動車税	117,923	126,223	103.5	118,079	104.1	93.5	156
現年課税分	116,015	118,678	104.4	116,256	104.6	98.0	241
滞納繰越分	1,908	7,545	91.3	1,823	81.1	24.2	-85
特別区たばこ税	1,873,833	1,904,426	100.0	1,904,426	100.0	100.0	30,593
現年課税分	1,873,833	1,904,398	100.0	1,904,398	100.0	100.0	30,565
滞納繰越分	0	28	皆増	28	皆増	100.0	28
現年課税分合計	35,338,747	36,043,109	103.2	35,570,031	103.6	98.7	231,284
滞納繰越分合計	494,418	1,265,411	106.1	515,331	132.9	40.7	20,913

区分 / 税目	令和４年度 予算額	調定額	前年比	収入額	前年比	収入歩合	対予算額増減
特別区税	38,009,457	39,104,631	105.4	38,153,538	105.7	97.6	144,081
特別区民税	35,853,135	36,889,405	105.4	35,946,915	105.8	97.4	93,780
現年課税分	35,500,069	35,975,600	106.2	35,601,658	106.2	99.0	101,589
現年度分	35,355,655	35,752,143	106.0	35,415,375	106.0	99.1	59,720
過年度分	144,414	223,457	137.9	186,283	135.8	83.4	41,869
滞納繰越分	353,066	913,805	82.3	345,257	77.6	37.8	-7,809
軽自動車税	120,950	134,598	104.1	125,995	104.4	93.6	5,045
現年課税分	119,095	127,027	104.2	124,401	104.3	97.9	5,306
滞納繰越分	1,855	7,571	102.5	1,594	104.8	21.1	-261
特別区たばこ税	2,035,372	2,080,628	104.8	2,080,628	104.8	100.0	45,256
現年課税分	2,035,372	2,080,628	104.8	2,080,628	104.8	100.0	45,256
滞納繰越分	0	0	-	0	-	-	0
現年課税分合計	37,654,536	38,183,255	106.1	37,806,687	106.1	99.0	152,151
滞納繰越分合計	354,921	921,376	82.4	346,851	77.7	37.6	-8,070

＊軽自動車税現年課税分は、軽自動車税環境性能割を含む。

（単位:千円,％）

区分 / 税目	令和３年度 予算額	調定額	前年比	収入額	前年比	収入歩合	対予算額増減
特別区税	35,823,588	37,102,616	99.4	36,083,700	100.0	97.3	260,112
特別区民税	33,770,910	34,988,154	99.2	33,977,756	99.8	97.1	206,846
現年課税分	33,338,050	33,877,810	99.6	33,532,820	100.0	99.0	194,770
現年度分	33,230,793	33,715,818	99.5	33,395,642	99.9	99.1	164,849
過年度分	107,257	161,992	117.5	137,178	118.1	84.7	29,921
滞納繰越分	432,860	1,110,344	88.3	444,936	86.7	40.1	12,076
軽自動車税	118,829	129,257	102.4	120,739	102.3	93.4	1,910
現年課税分	117,143	121,870	102.7	119,218	102.5	97.8	2,075
滞納繰越分	1,686	7,387	97.9	1,521	83.4	20.6	-165
特別区たばこ税	1,933,849	1,985,205	104.2	1,985,205	104.2	100.0	51,356
現年課税分	1,933,849	1,985,205	104.2	1,985,205	104.2	100.0	51,356
滞納繰越分	0	0	皆減	0	皆減	100.0	0
現年課税分合計	35,389,042	35,984,885	99.8	35,637,243	100.2	99.0	248,201
滞納繰越分合計	434,546	1,117,731	88.3	446,457	86.6	39.9	11,911

区分 / 税目	令和５年度 予算額	調定額	前年比	収入額	前年比	収入歩合	対予算額増減
特別区税	38,322,479	39,297,177	100.5	38,446,556	100.8	97.8	124,077
特別区民税	36,090,171	37,038,556	100.4	36,194,283	100.7	97.7	104,112
現年課税分	35,744,009	36,181,933	100.6	35,849,114	100.7	99.1	105,105
現年度分	35,558,499	35,950,516	100.6	35,640,186	100.6	99.1	81,687
過年度分	185,510	231,417	103.6	208,928	112.2	90.3	23,418
滞納繰越分	346,162	856,623	93.7	345,169	100.0	40.3	-993
軽自動車税	126,901	136,426	101.4	130,078	103.2	95.3	3,177
現年課税分	125,434	128,683	101.3	126,406	101.6	98.2	972
滞納繰越分	1,467	7,743	102.3	3,672	230.4	47.4	2,205
特別区たばこ税	2,105,407	2,122,195	102.0	2,122,195	102.0	100.0	16,788
現年課税分	2,105,407	2,122,195	102.0	2,122,195	102.0	100.0	16,788
滞納繰越分	0	0	-	0	-	-	0
現年課税分合計	37,974,850	38,432,811	100.7	38,097,715	100.8	99.1	122,865
滞納繰越分合計	347,629	864,366	93.8	348,841	100.6	40.4	1,212

（４）特別区税税目別収入額推移

（単位:億円）

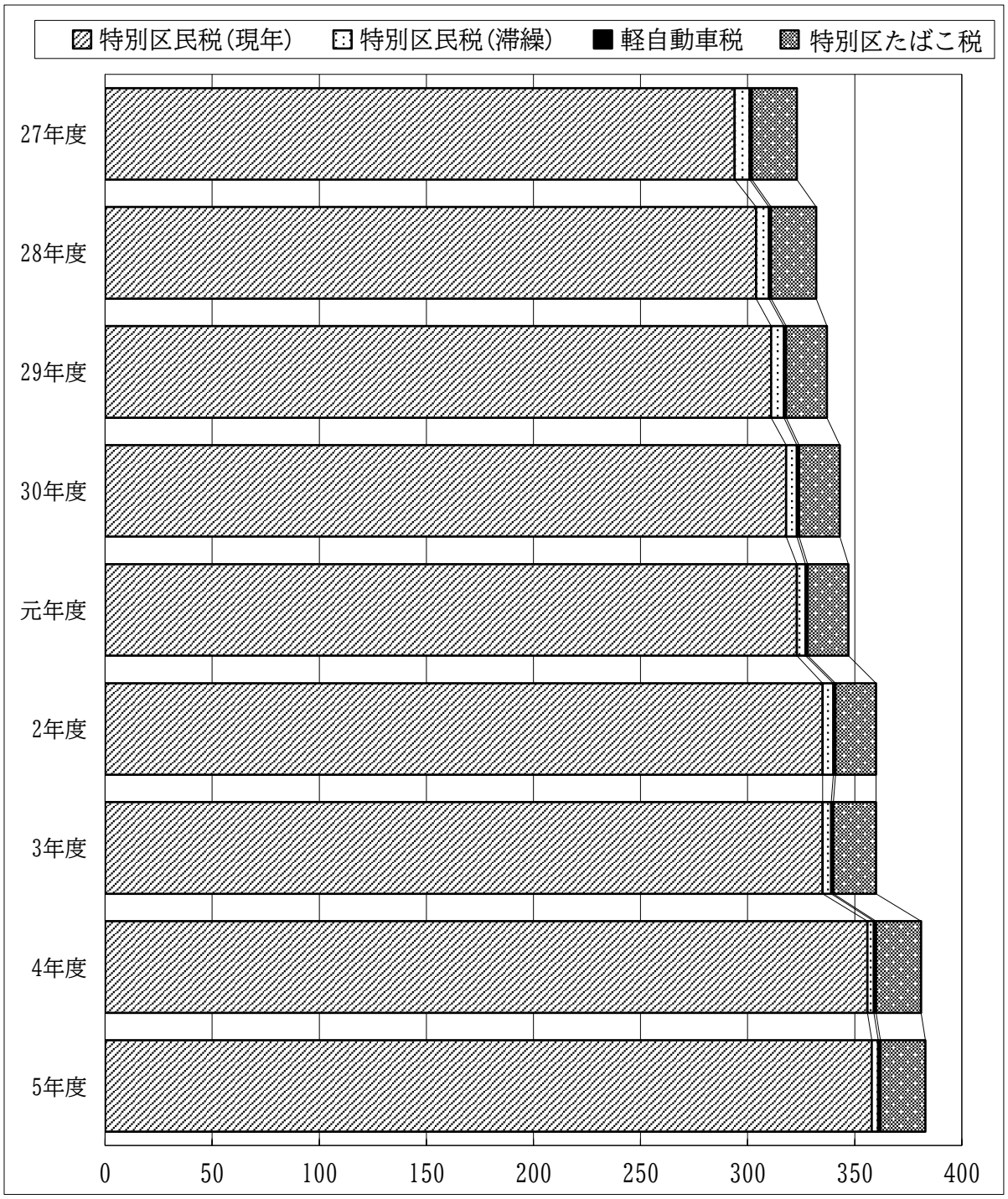

（単位：％）

構成比	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特別区民税(現年)	91.0	91.6	92.1	92.7	93.1	93.0	92.9	93.3	93.2
特別区民税(滞繰)	2.2	1.8	1.9	1.4	1.1	1.4	1.2	0.9	0.9
軽自動車税	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
特別区たばこ税	6.6	6.3	5.7	5.5	5.5	5.3	5.5	5.5	5.5

（５）年度別特別区税負担状況

（単位:円,％）

区分 ＼ 年度		令和元年度	前年比	令和2年度	前年比	令和3年度	前年比	令和4年度	前年比	令和5年度	前年比
特別区税	１区民当たり	105,325	101.0	107,533	102.1	107,536	100.0	115,004	106.9	115,209	100.2
（滞納繰越分を除く）	１世帯当たり	170,721	100.5	173,388	101.6	173,484	100.1	185,301	106.8	183,757	99.2
特別区民税	１区民当たり	98,663	100.9	101,070	102.4	100,755	99.7	107,682	106.9	107,768	100.1
（現年度のみ）	１納税者当たり	164,882	100.0	166,009	100.7	165,825	99.9	176,082	106.2	176,423	100.2
	１世帯当たり	159,923	100.4	162,966	101.9	162,545	99.7	173,503	106.7	171,889	99.1
特別区たばこ税	２０歳以上１区民当たり	6,517	100.2	6,449	99.0	6,732	104.4	7,112	105.6	7,221	101.5

＊１区民（１世帯）当たりは各年１月１日現在の住民基本台帳による。
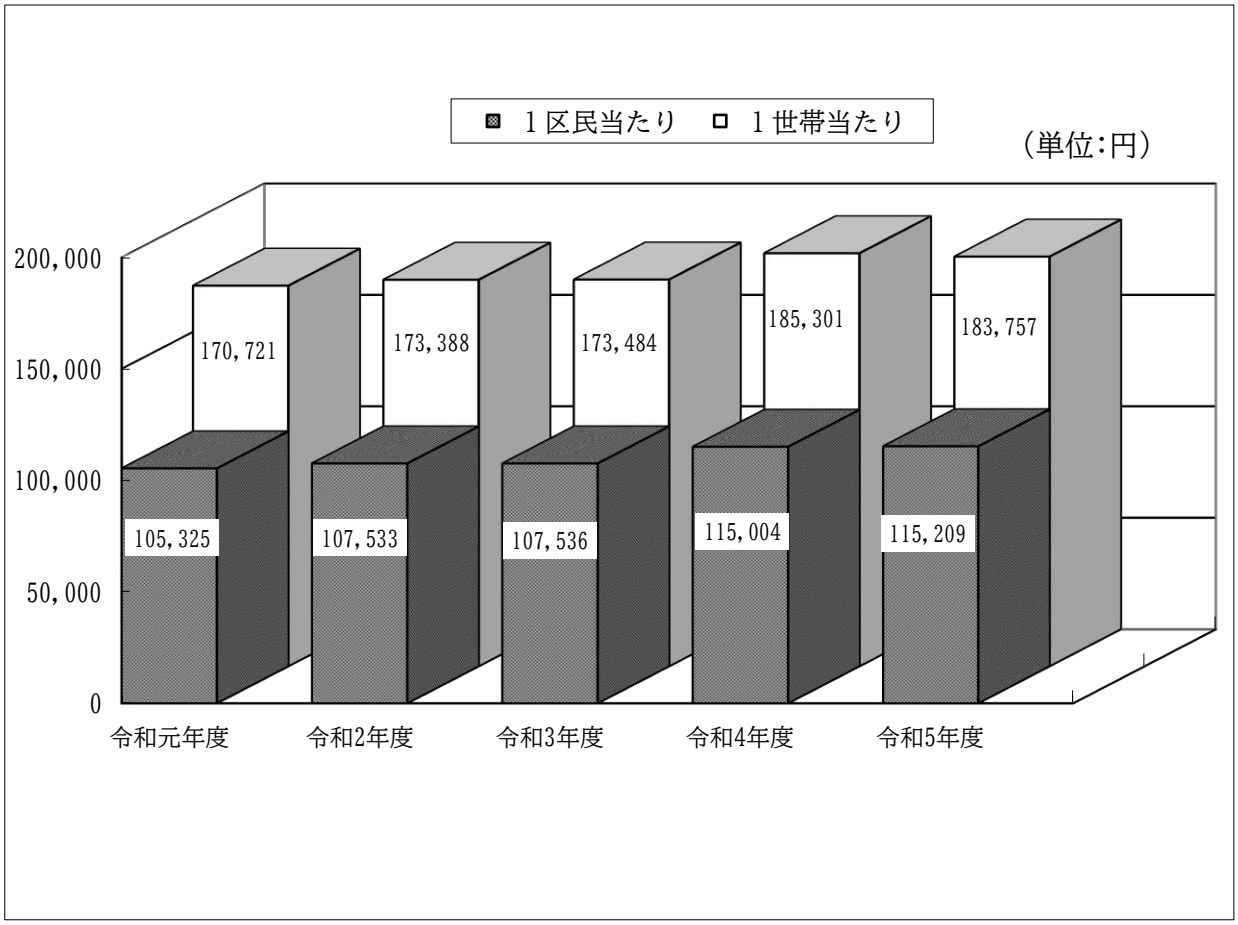
（６）特別区税負担額推移